

紛争解決・司法



概要

1 はじめに

法・ルールには、紛争を未然に防ぐための機能が備わっていますが、それでも、やはり、実際に紛争が生じることもあります。

当事者同士の話し合いや交渉で解決できることが望ましいですが、解決できない場合に紛争状態を放置すれば、力や立場の強い者が自力救済による解決を図るなどして弱い立場の者が虐げられ、社会秩序が混乱しかねません。

そのような事態を防ぎ、自由で公正な社会を実現するため、司法による紛争解決の仕組みが用意されています。

司法とは、適正な手続を経て、正しく法を適用することによって、具体的な紛争を解決する国家の作用であり、司法権は裁判所が担っています。

裁判所による紛争解決方法の一つとして「裁判」があり、「裁判」には、大きく分けて「民事裁判」と「刑事裁判」があります。「民事裁判」は、主に私人同士の紛争を扱うのに対し、「刑事裁判」は、犯罪に対する処罰という公益的な事柄を扱うもので、両者は様々な点で異なっています。また、「裁判」以外で裁判所が紛争解決を行う方法として、「調停」などの手続があります。

この教材では、裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させることを目指しています。

決まった正解があるわけではありませんので、生徒自身が考え、議論することを重視して授業を行っていただきたいと思えます。

2 司法について

(1) 司法とは

① 司法の意義・役割

司法の意義・役割は、正しく法を適用して具体的な紛争を解決する、すなわち、侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守ることにあります。

② 司法権の独立

司法権を担う裁判所が、社会秩序を維持し、人々の権利や自由を守るためには、裁判が公正・中立に行われる必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて司法権は最高裁判所及び下級裁判所に属するもの（第76条第1項）として、司法権の独立を保障し、裁判所が外部からの圧力を排除して裁判を行うことができるようにしています。

また、司法権の独立を保障するためには、個別の裁判を扱う裁判官の独立も保障する必要があります。そのため、日本国憲法では、すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（第76条第3項）とし、さらに、公の弾劾（弾劾裁判所による裁判）によらなければ罷免されない（第78条）として、立法府及び行政府のみならず、裁判所内部の圧力からも独立して裁判を行うことができるように、裁判官の身分を保障しています。

③ 裁判の公開

裁判の公正を確保するため、日本国憲法では、裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う（第82条）と定め、原則的に、裁判は公開の法廷で行うこととしています。

④ 違憲立法審査権

裁判所は、立法府が制定した法律が憲法に違反していないかを審査する権限を有しています。違憲立法審査権は、最高裁判所だけでなく全ての裁判所が有しており、民事裁判や刑事裁判などの個別の裁判の中で行使されることとなります。

コラム

最高裁判所内には、ギリシャ神話の法の女神テミスに由来すると言われる「正義」の彫像が立っています。像の右手には正邪（せいじゃ）を断ずる剣を掲げ、左手には衡平（こうへい）を表す秤（はかり）を持っています。また、裁判官の法服は、色が漆黒で、袖の袂は狭められています。これには、何ものにも染まらず、袖の下を受け取らないとの意味が込められていると言われています。

いずれも裁判官の中立・公正を表したものとと言えます。

[出典] 裁判所ホームページ



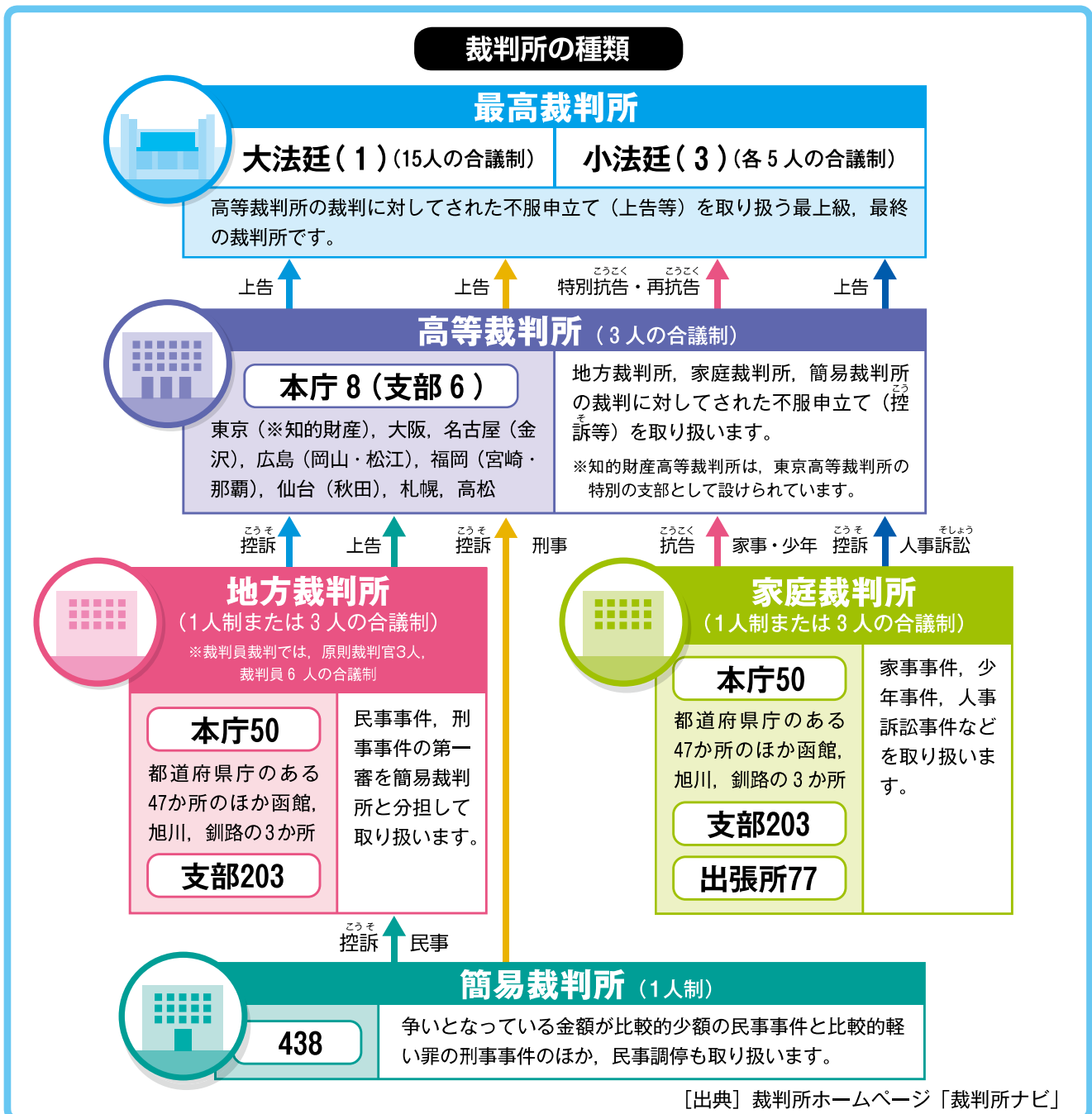


(2) 裁判所と裁判の種類

① 裁判所

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判の結果（判決）に納得がいけないときは、上級（第二審）の裁判所に不服を申し立てることができます（控訴）。その裁判に憲法違反があるときなどには、更に上級（第三審）の裁判所に不服を申し立てることができます（上告）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。このように、3つの審級の裁判所で審理を受けることができる仕組みを採用しているのは、審理を慎重に行い、正しい裁判を実現するためで、この制度は、「三審制」と呼ばれています。



② 裁判の種類

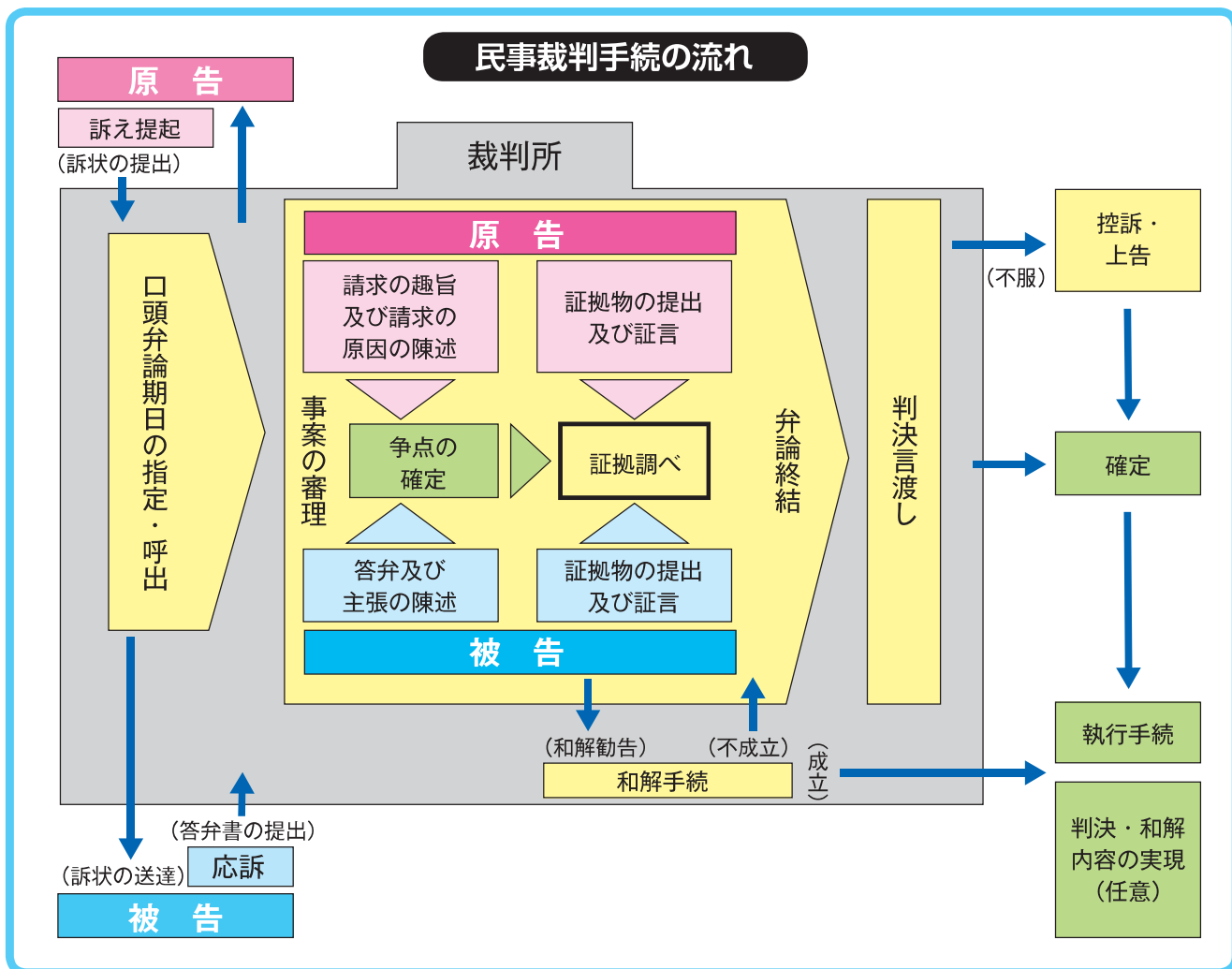
裁判は大きく民事裁判と刑事裁判に分かれます。

ア 民事裁判

民事裁判は、金銭の貸し借りや遺産相続をめぐる争いなど、基本的に、私人同士の紛争に関する裁判です。裁判所は、原告（訴えた側）と被告（訴えられた側）の双方の主張を聴き、提出された証拠や証人などを調べた上で、どちらの主張が理にかなっているかを法にのっとって判断し、「判決」によって紛争を解決します。

また、「判決」以外にも、裁判所が間に入って、当事者に話し合いによる解決を促すことで、当事者が互いに譲り合い、紛争をやめる合意をする「和解」によって紛争を解決し、裁判が終了する場合があります。「和解」では、両者の合意によって紛争を解決するため、「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。

さらに、「裁判」以外に、裁判所が行う民事紛争解決方法として、「調停」などの手続があります。裁判所による「調停」は、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が当事者の間に入って話し合いを促し、当事者が紛争解決策に合意することで紛争の解決を図る手続です。「調停」も、両者の合意によって紛争を解決するため、「裁判」における「判決」よりも、紛争の実情に即した柔軟な解決が可能であると言えます。また、原則として公開の法廷で行われる「裁判」とは異なり、「調停」は、非公開で手続が行われるため、秘密が守られるなどといった特徴があります。





イ 刑事裁判

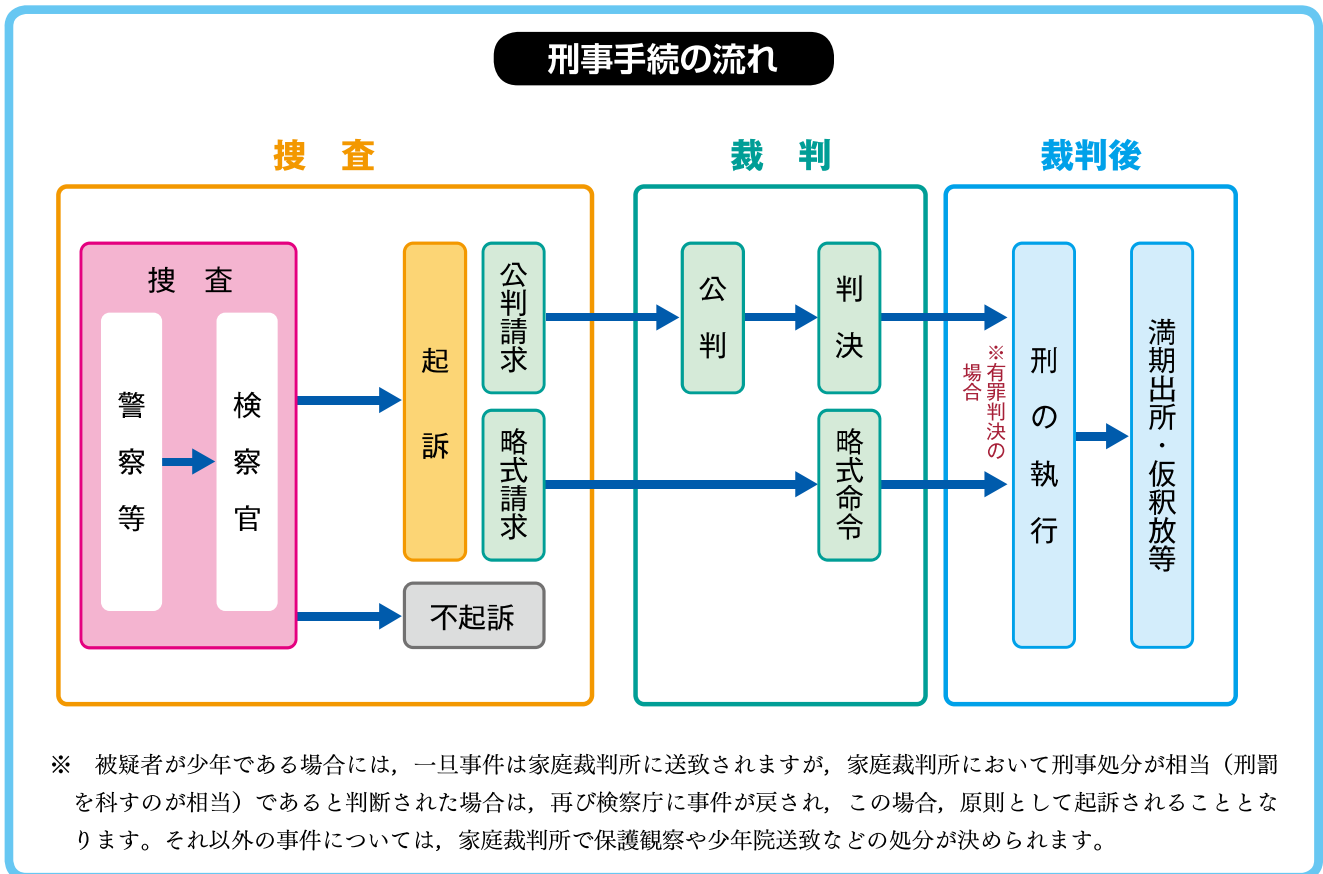
事件（犯罪）が発生すると、通常、警察が捜査を開始し、犯罪を行った疑いがある人（被疑者）を特定して、事件を検察庁に送ります。

検察官は、更に捜査を行った上で、被疑者が犯罪を行ったことに間違いがなく、刑罰を科すべきと判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行い、そうでない場合には「不起訴」の処分をします。

起訴処分には、法廷で審理が行われる公判請求と、法廷で審理をすることなく書類審査で刑（罰金など）が言い渡される略式命令請求があります。

公判請求された事件について、裁判所は、法廷で審理を行い、被告人（起訴された人）が有罪かどうか（起訴された罪を犯したのかどうか）、罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするかを判断することになります。

この裁判が、刑事裁判です。



③ 裁判員制度

ア 裁判員制度とは

裁判員制度は、2009年（平成21年）5月から始まりました。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度です。

国民が裁判に参加することによって、国民の視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなり、その結果、裁判が身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されます。

イ 対象事件や裁判員の職務内容

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ・人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ・ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ・人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）

などがあります。

裁判員の主な職務内容には、次のようなものがあります。

- ・公判に立ち会う…裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判）に立ち会い、判決まで関与します。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。
- ・評議、評決を行う…証拠を全て取り調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。
- ・判決宣告に立ち会う…評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての職務は終了します。



指導案(1)

民事紛争解決①

～民事裁判・けがの責任をめぐって～

●目標

- ・裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通して、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判の特徴について実感させる。

●教科等

- ・公民科「公共」

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

※本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・「資料1（事案の内容）」、「資料2（裁判の争点）」及び「ワークシート」を配布する。 ・資料1を読ませる。 ・資料2の1, 2について説明した後, 3を読ませ, 課題を把握させる。 	
展開① (15分)	<p>問1 太郎がけがをしたことについて, クリステルは, 花子に対して損害を賠償する義務を負うだろうか(クリステルに「過失」があったらだろうか)。花子・クリステルの言い分を基に, 起こった出来事, 周囲の状況, これまでの経緯など様々な事情を踏まえて考えてみよう。</p> <p>① クリステルは, 自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると, 予想できたといえるだろうか。</p> <p>② (予想できたとして) クリステルは, 自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず, 必要な行動をとらなかったといえるだろうか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク ・ワークシートに自分の考えを記載させる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク ・個人ワークの検討結果を踏まえ, グループ(4名程度)で議論させ, グループとしての結論をまとめさせる。 	<p>予想される生徒からの意見</p> <p>①クリステルは, 自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると, 予想できたといえるだろうか。</p> <p>(積極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太郎はまだ4歳であり, 目を離すと危険であると分かったはず ・さくら公園には, 6歳以上の子ども向けの遊具が4割程度あった上, (本件のような)危険性の高い遊具もあったのだから, 自由に遊ばせればけがをすると予想できたはず <p>(消極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで太郎は何度もさくら公園に来ており, 全ての遊具で問題なく遊べていたのだから, けがをすることは予想できなかったと思う <p>②(予想できたとして)クリステルは, 自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず, 必要な行動をとらなかったといえるだろうか。</p>



		<p>(積極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンでメールをしており、目を離していた ・危険性の高い遊具で遊ぼうとした時点で太郎を止めるべきだった <p>(消極意見の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具近くにあるベンチに座っており、太郎たちの安全を守るために最低限のことはしていた ・メールをする必要性もあったし、スマートフォンを見ていた時間も長かったわけではないので、適切な行動をとらなかったとまでは言えない
<p>展開② (15分)</p>	<p>問2 花子とクリステルとの間で和解手続を進める場合、二人にどのような解決案を提示すべきだろうか。花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えてみよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●民事裁判における紛争解決方法は、「判決」だけでなく、「和解」という手続があることについて説明する。 	<p>以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●紛争解決・司法の概要「2(2)②ア 民事裁判」及び「民事裁判手続の流れ」 →65ページ <p>「判決」と「和解」には、以下のような違いがある。</p> <p>「判決」は、当事者同士が合意できない場合にも、紛争解決を行うことができる一方で、クリステルに「過失」があったと認められない限り、損害賠償金の支払いを命じる判決をすることはできない。例えば、クリステルに「過失」があったとは言えないけれど、花子の言い分も分かるので、請求額の半額の支払いを命じる判決をするなどといったことはできない。</p> <p>「和解」の場合、両者が納得し合意すれば、そのような内容で和解することも可能である点で、より柔軟な紛争解決手段といえる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●グループワーク ・問1におけるグループの結論(クリステルに「過失」があったかどうか)に加え、資料3から分かる花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えさせる。 	

<p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 発表, 講評 ・グループごとに解決案を発表させ, 教員による講評を行う。 	<p>講評に当たっては,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両者の言い分を公平に聞いて理解し, 両者がそれぞれ何を望んでいるかを整理し検討した上で, 両者が受け入れられる解決案を考えられているか ・なぜその解決案としたのかにつき, 両者が納得できるような合理的な説明ができているか ・問1における結論とその理由(クリステルに「過失」があったかどうか)を踏まえ, 妥当な解決案となっているかなどといった点から評価を行う。 <p>※生徒に「何のために民事裁判があると思うか」などと問い掛け, メモ欄に回答を記載させた後に, 解説を行ってもよい。</p> <p>※生徒による話合いや発表の中で, 花子が裁判を起したことに付き, 批判的な意見が出た場合には, 裁判を受ける権利が, 国民に保障された憲法上の権利(第32条)であり, 裁判所に訴えを提起して法的救済を求めることは妨げられないことについて説明する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法の意義・役割について説明する。 	<p>紛争解決・司法の概要(⇒62ページ)を参考に,</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者同士では解決困難な紛争を解決するため, 裁判所による紛争解決方法(民事裁判等)が用意されていること ・裁判所は, 公平な第三者の立場から, 当事者の言い分を公平に理解し, 争点を整理して, 法に基づいて紛争解決を行うこと ・司法の意義・役割は, 正しく法を適用して具体的な紛争を解決する, すなわち, 侵害された権利を救済したり, ルール違反に対処したりすることによって, 社会秩序を維持し, 人々の権利や自由を守ることにあること <p>などを説明する。</p>



資料1 事案の内容

- 1 花子とクリステルは、同じマンションに住む仲の良い母親同士で、花子の息子の太郎（4歳）とクリステルの息子のジョン（4歳）も仲が良かった。
- 2 ある日、花子は太郎を連れてクリステル宅を訪れ、太郎とジョンは室内で遊んでいた。その後、買い物に行こうとした花子が太郎を連れて帰ろうとしたところ、太郎が嫌がり、クリステルも「私が預かっているから、買い物に行ってらっしゃいよ」と言ったことから、花子は、クリステルに太郎を預け、買い物に出かけた。しばらくしてから、太郎とジョンが公園に行きたがったので、クリステルは、二人を自宅の裏にあるさくら公園（遊具がたくさんある公園であり、そのうち4割程度が6歳以上の子ども向けの遊具である）に連れて行った。
- 3 さくら公園に着くと、太郎とジョンは、いつものように遊具で遊び始めた。クリステルは、二人が遊具で遊び始めたことに気付いたが、二人はよくさくら公園に来ており、さくら公園にある全ての遊具を使って遊んだことがあったため、二人を止めることはしなかった。そして、クリステルは、太郎とジョンが遊んでいる場所のすぐ近くにあるベンチに座り、スマートフォンを取り出して、花子に対し、さくら公園に来ている旨のメールを打ち始めた。クリステルがメールを打っている最中に、太郎は、6歳以上の子ども向けの遊具（ターザンロープ）で遊び始めたが、手を滑らせてしまい、約0.5メートル下の地面に落下した。太郎がひどく足を痛がっていたため、クリステルは救急車を呼び、太郎は近くの病院に救急搬送された。
- 4 連絡を受けた花子は、すぐに病院に駆け付けた。取り乱した花子は、クリステルに対して、「なぜ注意して見ていなかったの」などと罵声を浴びせて謝罪を求めたが、罵声を浴びせられて感情的になったクリステルはこれに応じることはなかった。太郎は、全治2か月の右足首の骨折と診断され、手術と1か月の入院及びリハビリを余儀なくされた。その後、花子は、クリステルに対し、民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき、治療費500万円と慰謝料100万円、合計600万円の損害賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。

**資料 2 裁判の争点**

1 民法第709条では、「不法行為」として、故意または過失によって他人の権利・利益を侵害した場合に、その損害を賠償する義務を負うと定められている。

(不法行為による損害賠償)

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 裁判の争点

花子とクリステルの裁判では、

- 太郎が遊具から落下してけがをしたこと（権利侵害）
- けがの治療に500万円がかかり、慰謝料が100万円であること（損害）

などには争いがなく、クリステルに「過失」があったかどうかのみが争点となっている。

不法行為における「過失」とは、「自身が必要な行動をとらなければ被害が発生すると予想（予見）でき、かつ、自身が必要な行動をとっていればその結果を回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかったこと」をいい、この事案では、「クリステルは、①自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると予想でき（予見可能性があったか）、かつ、②自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかった（結果を回避する義務に違反したか）」といえるかどうかの問題となる。

3 争点に対する原告花子と被告クリステルの言い分**1. 原告花子の言い分**

さくら公園には、6歳以上の子ども向けの遊具が4割程度あり、太郎やジョンにとって危険な遊具が多く設置されていた。太郎がそれらの遊具で遊んだら、けがをすると予想できたはずである。だから、太郎から目を離さず、危険な遊具で遊ぼうとしたら止めるべきだった。それなのに、クリステルは、スマートフォンを見ていて目を離したので、その間に、太郎が危険な遊具を利用してけがを負ってしまった。

クリステルには「過失」がある。

2. 被告クリステルの言い分

太郎とジョンは、これまで何回もさくら公園に来ており、全ての遊具で遊んだことがあるが、これまでは何も問題はなかった。だから、太郎がさくら公園の遊具で遊んでいてけがをすると予想することはできなかった。

また、スマートフォンを見ていた理由は、自分たちの居場所を伝えるメールを花子に送る必要があったためであり、太郎から長時間目を離していたわけではない。私は、太郎のすぐ近くの場合におり、太郎の安全を守るためにできることはやっていた。

私に「過失」はない。



資料3 和解

花子とクリステルの裁判を担当していた裁判長は、裁判の途中で、花子とクリステルに話を聞いた。そうしたところ、二人は裁判について以下のような考えを持っていることが分かったため、裁判長は、和解手続を進めることにした。

1. 原告花子の話

私は、お金が欲しくて裁判を起こしたわけではない。

クリステルとは、これまでずっと仲良くしてきたし、クリステルが親切心で太郎を預かってくれたことは分かっている。

だから、最初は、クリステルが自分の責任を認めた上できちんと謝り、治療費の一部を負担してくれさえすれば、それでいいと思っていた。

しかし、クリステルは、全然謝る気がないようだし、「これは仕方のない事故だった」などと無責任な言い訳を繰り返すばかりで、自分の責任をきちんと認めないので、やむを得ず裁判を起こした。

裁判中の今は、マンションのエレベーターなどでクリステルと会った時、とても気まずい思いをしており、早くこの件を解決したいと思っている。

2. 被告クリステルの話

今回の件は仕方のない事故であり、私が法的な責任を負うのは納得できない。

ただ、私の目の前で、太郎がけがをしたことについて、申し訳ない気持ちもあり、当初は、花子に謝罪し、治療費の一部も負担するつもりでいた。

しかし、病院に駆け付け花子に謝罪しようとした瞬間、花子から罵声を浴びせられたことが本当にショックだったし、花子は、その後も私の話を全く聞こうとはせず、一方的に、責任を認めろなどと言ってくるので、私も腹が立っている。

花子が罵声を浴びせてきたことを謝るまでは、こちらから謝るつもりはない。

しかし、今後も同じマンションで暮らしていくことを考えると、いつまでもこのような紛争状態が続くと困る。



ワークシート



年 組 番 氏名

問1 太郎がけがをしたことについて、クリステルは、花子に対して損害を賠償する義務を負うだろうか（クリステルに「過失」があっただろうか）。

花子・クリステルの言い分を基に、起こった出来事、周囲の状況、これまでの経緯など様々な事情を踏まえて考えてみよう。

① クリステルは、自身が必要な行動をとらなければ太郎がけがをすると、予想できたといえるだろうか。

いえる いえない

(理由)

② (予想できたとして) クリステルは、自身が必要な行動をとっていれば太郎のけがを回避することができたにもかかわらず、必要な行動をとらなかったといえるだろうか。

いえる いえない

(理由)

よって、クリステルに「過失」は ある ない



問2 花子とクリステルとの間で和解手続を進める場合、二人にどのような解決案を提示すべきだろうか。

花子とクリステルの心情や、相手に望んでいること、今後の二人の関係などを踏まえて、両者が受け入れられ、妥当と考えられる解決案を考えてみよう。

(メモ)